

2 - 1 【令和7年度税制改正】 中小企業投資促進税制とは

中小企業投資促進税制とは、一定の中小企業が要件を満たす設備投資を行った際に、特別償却または税額控除の適用を認めるものです。

■ 適用者・対象業種

適用対象は以下の法人です。

特別償却の場合	<p>中小企業者または農業協同組合等もしくは商店街振興組合（中小企業者等）</p> <p>※ただし、過去3年間の平均所得金額が15億円を超える適用除外事業者または通算適用除外者に該当するものは除く。</p>
税額控除の場合	<p>特別償却の対象となる中小企業者等のうち、資本金の額もしくは出資金の額が3,000万円以下の法人または農業協同組合等もしくは商店街振興組合</p>

※中小企業者とは、資本金あるいは出資金の額が1億円以下の法人のうち、その出資の大半を大規模法人に所有されている以外の法人、または、資本あるいは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。

■ 対象期間

～ 令和9年3月31日まで

※対象期間については例年延長されていることから、今後も延長される可能性があると考えられます。



3-1 【令和7年度税制改正】中小企業経営強化税制とは

中小企業経営強化税制とは、一定の中小企業が行う中小企業等経営強化法経営力向上計画に基づく設備投資について、100%の特別償却（即時償却）または税額控除（10%）のいずれかの適用を認める制度です。

※適用対象法人のうち、資本金3,000万円超の企業における税額控除は7%です。

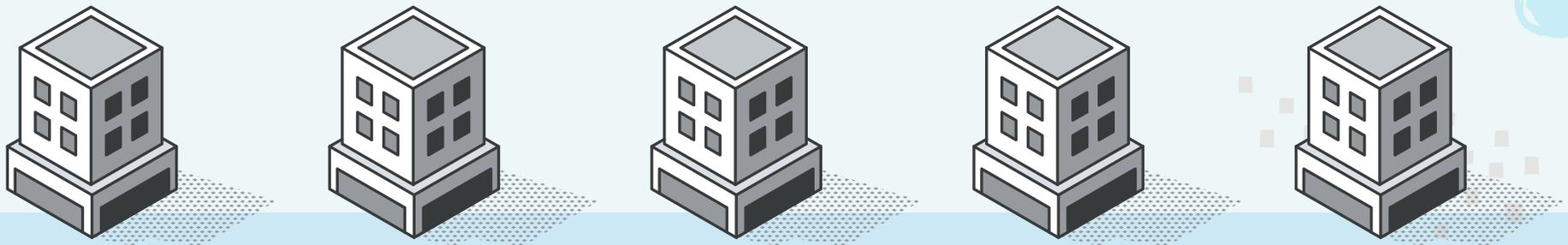
■ 適用対象法人

青色申告法人である中小企業者等で、中小企業等経営強化法の認定を受けた特定事業者等が、製造業や建設業などの指定事業に使う資産を導入した場合に対象となります。

■ 対象期間

～ 令和9年3月31日まで

※中小企業投資促進税制と同様、対象期間については例年延長されていることから、今後も延長される可能性があると考えられます。



3-3 【令和7年度税制改正】 中小企業経営強化税制とは

■ 適用要件

中小企業経営強化税制の適用を受けるには、A類型、B類型、D類型における類型ごとの要件を満たす必要があります。
なお、令和7年度税制改正でC類型は廃止され、A類型とB類型についても見直しが行われました。

要件のうち、全類型で満たすべきものは以下の通りです。

- 生産等設備を構成するもの
- 国内への投資であること
- 中古資産・貸付資産でないことなど

類型ごとの要件は次のページの通りです。 >>



3 - 4 【令和7年度税制改正】 中小企業経営強化税制とは

類型	要件	確認者
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※生産性とは単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれかを指す。	工業会等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 投資利益率が年平均7%以上 売上高100億円超を目指す中小企業で、所定のロードマップを作成している 売上高成長率年平均10%以上を目指す 前年度売上高10億円超90億円未満 最低投資額1億円もしくは前年度売上高5%以上 賃上げ率2.5%もしくは5.0%以上 など ※B類型の拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中、中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用は不可。	経済産業局
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局

売上高100億超をめざす中小企業について

経営規模拡大設備（B類型の拡充）では「売上高100億円超を目指す中小企業」が要件に挙げられています。政府は、地域における成長性の高い中小企業の創出を目指し、売上高100億円超を実現している中小企業の生産性向上や賃上げの実績に注目しています。令和7年度税制改正では、こうした規模拡大を目指す中小企業を支援するため、「売上高100億円超を目指す中小企業」を要件としてこれまで対象外だった建物や建物附属設備への投資も、経営規模拡大設備の対象として支援対象に加えられました。



3-5 【令和7年度税制改正】 中小企業経営強化税制とは

■ 特別償却・税額控除の内容

特別償却の場合	取得価額の全額（100%）の即時償却が可能。
税額控除の場合	<p>原則として取得価額×7%の税額控除の適用が可能。資本金の額が3,000万円以下の法人の場合は、最大で取得価額×10%の税額控除の適用が認められる。</p> <p>※ただし税額控除額の限度は、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制の合計税額控除額において法人税額の20%相当額。税額控除限度額が法人税額の20%を超えたことで、その事業年度で全額を控除しきれなかった場合には、控除しきれなかった金額（繰越税額控除限度超過額）について1年間の繰り越しが可能。</p>

■ 手続き

特別償却の適用	確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付して申告。
税額控除の適用	控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申告。

※参考サイト：国税庁「[中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）](#)」

4 - 2 特別償却と税額控除のどちらを選択するか

■ 特別償却か税額控除かを選ぶポイント

中小企業投資促進税制や中小企業経営強化税制を適用するにあたって、特別償却と税額控除のどちらが有利になるかは、その法人の状況によって異なります。

特別償却の方が有利になる場合

設備投資を行う際は、一時的に多額の現金支出が生じるために資金繰りが苦しくなることもあります。このようなときに特別償却を選択すれば、投資した年に多額の減価償却費を計上して税額を大きく減らすことで、資金繰りがしやすくなります。

税額控除の方が有利になる場合

特別償却は課税を繰り延べることでの効果はありますが、償却期間全体での節税効果はありません。税額控除の場合は、対象となる固定資産については通常の減価償却費を計上したうえで、さらに、法人税額から一定の金額を控除することができます。そのため、償却期間全体で見ると、基本的には税額控除を選択した方が有利になる場合が多いといえます。したがって利益が出ている際はすぐに効果が出る税額控除を選択するというのも一案でしょう。

4 - 4 特別償却と税額控除のどちらを選択するか

	1年目	2年目	3年目	合計
減価償却費計上前の課税所得	10,000	10,000	10,000	30,000
減価償却費	3,040	1,600	160	4,800
課税所得	6,960	8,400	9,840	25,200
課税所得 × 税率	2,088	2,520	2,952	7,560
税額控除額	0	0	0	0
納税額	2,088	2,520	2,952	7,560

※単位＝万円

税額控除の場合の1年目の減価償却費は、通常の減価償却費である1,600万円ですが、4,800万円 × 7% = 336万円を税額から差し引くことができます。

次のページの表をご確認ください >>



4-5 特別償却と税額控除のどちらを選択するか

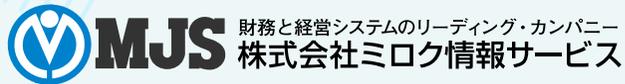
	1年目	2年目	3年目	合計
減価償却費計上前の課税所得	10,000	10,000	10,000	30,000
減価償却費	1,600	1,600	1,600	4,800
課税所得	8,400	8,400	8,400	25,200
課税所得 × 税率	2,520	2,520	2,520	7,560
税額控除額	336	0	0	336
納税額	2,184	2,520	2,520	7,224

※単位 = 万円

特別償却と税額控除の納税額を比較すると、1年目は特別償却の方の納税額が少なくなっています。ただし、3年間の税額の合計額で比較すると、初年度で税額控除を適用できた分、税額控除の方がより納税額が少なく有利になっていると考えられます。

製品・サービス情報

製品・サービスに関するお問い合わせ先



<https://www.mjs.co.jp/>

経営・業務改善に役立つ情報をご紹介します



<https://keiridripen.mjs.co.jp/>

🔍 MJS ERP

検索

電子帳簿保存法対応

インボイス制度対応

あらゆるデータを連携して業務のDXを推進する

中堅・中小企業向けERP

<https://www.mjs.co.jp/products/erp/>

